宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件等に関する条例

(昭和41年3月9日制定)

(改正 昭和60年4月1日)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

(改正 令和5年2月27日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合の職員(以下「職員」という。)の給与、 勤務時間その他の勤務条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準 用)

- 第2条 次の各号に掲げる条例は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。
 - (1) 延岡市一般職職員給与条例(平成12年延岡市条例第26号)
 - (2) 延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和59年延岡市条例第23号)
 - (3) 延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年延岡市条例第2号)
 - (4) 延岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年延岡市条例第2号)
 - (5) 延岡市職員の分限の手続及び効果に関する条例(昭和26年7月20日延岡市施行)
 - (6) 延岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年8月13日延岡市施行)
 - (7) 延岡市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年3月2日延岡市議会議決)
 - (8) 延岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年延岡市条例第12号)
 - (9) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年2月13日延岡市施行)
 - (10) 政治的行為の制限に関する条例(昭和26年10月1日延岡市施行)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年2月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。